令和７年（フ）第２００号
宮城県大崎市田尻中目字大田57番地
破産者　佐々木健太
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１００号
宮城県石巻市前谷地字中埣63番地５　クラッシモ102号、前住所宮城県仙台市宮城野区高砂２丁目18番地の８　銀杏館103
破産者　佐藤　翔太
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第２５号
山形県新庄市十日町6373番地の15
破産者　加藤美友紀
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

令和８年（フ）第１７６号
茨城県つくば市酒丸51番地１、前住所茨城県つくば市松代１丁目21番地28
破産者　宇津木佑樹
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２０２号
茨城県石岡市総社二丁目８番24号
破産者　前野　雅彦
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１１３２号
横浜市青葉区しらとり台62番地１　Ｎｏｖｅｍしらとり台７号
破産者　高熊　千帆（旧姓船吉）
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６２１号
横浜市磯子区西町11番８―303号
破産者　裵　　炯烈
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７４７号
神奈川県藤沢市辻堂東海岸３丁目８―25―１、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市共恵１丁目10番27号
破産者　中村　　剛
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７８３号
横浜市保土ケ谷区上菅田町478番地１　グランデール204号
破産者　吉田　幸佑
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９３８号
横浜市南区日枝町３丁目75番地　藤和シティホームズ横浜吉野町301号
破産者　齊藤　政人
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４５号
新潟県三条市塚野目３丁目９番45号
破産者　岡田　正郎
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第８４号
長野県上田市上田82番地３　コーポミナミ２号
破産者　與板　拓真
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第１２４号
静岡県浜松市中央区上浅田一丁目９番29号しおかぜ浅田、前住所静岡県浜松市中央区大原町187番地　大原ケアハウス201
破産者　増井　政章
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１５７号
静岡県浜松市中央区葵西二丁目17番20号　マンションみずほＶ　303
破産者　森　　裕道
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第６５２号
京都市伏見区羽束師鴨川町232番地、前住所京都市伏見区久我森の宮町15番地139
破産者　牧　　弥生
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第５３０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目18番８号フォレ南武庫之荘ＷＥＳＴ201号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町６丁目６番23号富貴苑202
破産者　笠本理沙子
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３７０号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目96番地の１　童人　504
破産者　吉田　　透
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４４２号
兵庫県尼崎市開明町１丁目68番地の１
破産者　ラナ　浩子
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第３１５号
徳島県小松島市和田島町字遠見85番地の131
破産者　成川　恵美
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部